

スーパー定期[単利型]

(自由金利型定期預金M型)

商品名(愛称)	自由金利型定期預金<M型> [単利型] <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入金額300万円未満…スーパー定期S ・ 預入金額300万円以上…スーパー定期M
販売対象	・ 法人、個人
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式…1ヵ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 期日指定方式…1ヵ月超5年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができません
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ スーパー定期S…100円以上、300万円未満 ・ スーパー定期M…300万円以上、1,000万円未満 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います ・ 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×70%)により計算します ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・ *平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります
手数料	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の1年以上の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ 個人のものはマル優の取扱いができません
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間利払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時~17時、電話:025-543-3184)にお申し出ください。
紛争解決措置	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)並びに新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

定期預金の中途解約利率一覧表

令和2年7月1日現在

1. 自由金利型定期預金[M型]スーパー定期

預入期間	[定型方式] 1ヶ月・2ヶ月 3ヶ月・6ヶ月 1年・2年 [満期指定方式] 1ヵ月超3年未満	[定型方式] 3年 [満期指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [満期指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×30%	約定利率×20%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×50%	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%
3年以上4年未満		約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
4年以上5年未満			約定利率×70%	約定利率×70%

(注) 小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。

2. 自由金利型定期預金[大口定期]

① 預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合には次のA、BおよびCのうち最も低い利率。(ただし、小数点第4位以下切り捨て、Cの算式により計算した利率が0%を下まわる場合は0%とします)

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

※ 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続をした時はその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

② 預入日の1ヶ月後以降に解約する場合上記のBおよびCのうち、いずれか低い利率。

3. 期日指定定期預金

預入期間	
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×20%
1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×30%
1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×40%
2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×50%
2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×70%

(注) 上記1. と同様

4. 変動金利定期預金

預入期間	[定型方式] 1年・2年 [満期指定方式] 1年超3年未満	[定型方式] 3年 単利型・複利型
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	30%	20%
1年以上1年6ヶ月未満	50%	30%
1年6ヶ月以上2年未満	50%	40%
2年以上2年6ヶ月未満	50%	50%
2年6ヶ月以上3年未満	50%	70%

(注) 上記1. と同様